

世界遺産などを巡るモデルコース造成等業務委託仕様書

1 業務の目的

世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と「天正遣欧少年使節」の関連施設等を巡るモデルコースの造成とプロモーション動画の制作により、誘客の拡大を図る。

2 業務の名称

世界遺産などを巡るモデルコース造成等業務

3 業務の期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 履行場所

- (1) 長崎県文化観光国際部歴史文化遺産課
- (2) その他、事業の実施にあたり必要な場所

5 業務の内容

(1) モデルコースの造成

①ターゲット層

欧州（特にイタリア）からのインバウンド客

②モデルコースの概要

ア. 素材等

- ・「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と「天正遣欧少年使節」に重点をおき、世界遺産や日本遺産の関連施設及び観光スポット、飲食店の見学や体験等を組み合わせたコースとすること
- ・団体の募集ツアー旅行、個人で手配するFIT向けの旅行に対応すること

イ. テーマ・コース等

- ・複数の市町を周遊するコースを3つ以上造成すること
- ・コースごとにテーマ性をもたせること
- なお、テーマにあったコースの名称（商品名）を設定すること
- ・3泊4日から4泊5日程度のコースとすること

【参考】長崎県が創設した「世界遺産巡礼の道」

URL: <https://oratio.jp/>

③モデルコースの造成方法

ア. 欧州の方の意見を聴取すること

イ. 関係者による意見交換（県や市町、関係団体、民間事業者を集めた会議を行うこと）によりコース案を検討すること

ウ. コースのFAMツアー等を実施すること

エ. コースの造成においては、県や市町、関係団体、民間事業者等、地域の合意形成を図ること

(2) モデルコースの実証販売

モデルコースの商品をターゲットとする欧州の旅行会社やOTA等において、令和8年12月から令和9年1月末を目途に販売開始すること

(3) プロモーション動画の作成

ターゲットである欧州からの誘客につなげるモデルコースを中心とした本県の歴史文化を紹介するプロモーション動画（広告用の動画含む）を制作すること

ア. コースのすべての内容を紹介する動画と広告用のダイジェスト動画を制作すること

イ. 言語は日本語とし、英語、韓国語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語の多言語対応とすること

(4) 国別に利用率が高い旅行情報収集媒体への掲載

国別に利用率が高い旅行情報収集媒体に、プロモーション動画やモデルコースの内容、販売サイト等の記事を掲載すること。

6 成果品の提出

(1) 提出物

以下について、印刷物 1 部と電子データ一式を提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② モデルコースの詳細な内容や販売実績、検証等の資料
- ③ プロモーション動画データ

(2) 提出期限及び提出先

令和 9 年 2 月 26 日（金）

長崎県文化観光国際部歴史文化遺産課 歴史文化担当

7 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務を適切に遂行するための業務運営体制を確保し、実施前に業務にかかるスケジュール・実施体制を示す資料を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行を総括する総括責任者を定め、円滑な事業進行管理に努めること。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、県の求めに応じて随時、進捗状況の報告を行うこと。
- (4) 本仕様書により制作された成果品の著作権は、長崎県に帰属するものとする。
受託者は、納品する成果品について、著作権者人格権を行使しないこととする。
なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者又は第 3 者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者又は第 3 者に帰属するものとする。この場合、受託者は当該著作物の利用について、長崎県と著作者の承諾を得ること。
- (5) 本業務により撮影・制作された写真、動画等の成果品については、長崎県及び関係市町や関係団体、民間事業者等が、広報等の目的において無償で二次利用できるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ、決定すること。
- (7) 受託者は、業務遂行上知り得た内容について、これを第三者に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。